

【平成29年度】

アクセシブル・ツーリズム推進  
相談員派遣事業  
募集要項

平成29年8月22日

東京都産業労働局観光部受入環境課

## 平成29年度 アクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣事業募集要項

### 1 事業の目的

本事業は、高齢者や障害者等の旅行者（以下「障害者等」という。）を受け入れるための環境整備を実施しようとする観光関連事業者に対して、現場に相談員を派遣し、施設の改善や接客サービスの向上等、ハード・ソフト両面のバリアフリー化の取組に関する現地調査及び助言を行うものです。この支援は、観光関連事業者が障害者等を安心して受け入れると同時に、障害者等が快適に施設を利用できるアクセシブル・ツーリズムの環境整備へ繋げることを目的としています。

特に、障害者等の受入環境整備に関する経験の浅い観光関連事業者を重点的に支援することにより、アクセシブル・ツーリズムの充実に取組む事業者の拡大を図ります。

### 2 事業の概要

(1) アクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣事業の支援対象となった企業（以下「支援対象企業」という。）に対して、現場に専門家等相談員を派遣し、経営者等がハード・ソフト両面におけるバリアフリー化に取り組むための現地調査及び助言等の支援を実施します。（1回あたり2時間程度。最大3回まで。）

主な支援内容（例）は以下ア～エのとおりです。

- ア 介助などの接客サービスの改善方法
- イ 施設の改修や、簡易補助具等の導入によるバリアフリー化
- ウ バリアフリー情報を効果的に発信する方法
- エ バリアフリー化に活用できる補助金・融資制度等の紹介

(2) 支援対象企業には、事前に企業のニーズ等を聞き取り支援計画書を作成、現場の状況を調査したうえで現実的な助言を実施するなど、きめ細やかな支援を実施します。

(3) 平成29年度の支援対象企業数は、20社（1社につき1施設）です。

(4) 本事業に係る費用（事前調査、相談員派遣による現地調査及び助言等）は、無料です。

### 3 支援対象企業及び施設

(1) 支援対象企業の要件は以下のとおりです。

ア 東京都内に本社又は主たる事業所があること。

イ 以下のいずれかに該当すること。

① 下記の施設を営むもの

(ア) 宿泊施設

東京都内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項、第3項又は第4項の営業を行っている施設であ

ること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

(イ) 飲食店

東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている店舗であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

(ロ) 小売店

東京都内において販売場を設けて営業を行っている店舗であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

(ハ) その他の施設（旅行者向けのサービス業）

東京都内において施設等を設け、旅行者を顧客として、サービス等を提供する営業を行う店舗等であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

② 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める許可を受け、第 3 条に定める一般旅客自動車運送事業を営むもの。

ウ 相談員の助言を受けた後、これを活かして具体的な取組を実践し、アクセシブル・ツーリズムの充実に向け障害者等を受け入れる環境整備を進めていく意欲があること。

エ 過去 5 年間に重大な法令違反がないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

カ 企業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団並びに同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。

キ 都道府県税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

ク 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

ケ 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。

コ 東京都による本事業の成果に関する調査に協力することに同意すること。

(2) 支援対象施設は、東京都内に所在する施設とします。

※ ただし、本事業の支援開始後に、支援対象企業及び施設が前項に定める要件を満た

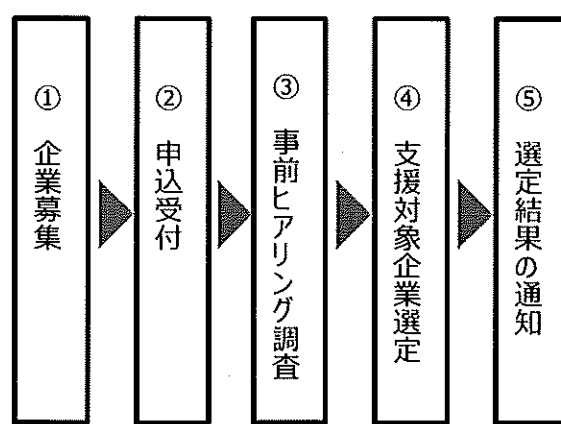
さないことが判明した場合は、支援を中止又は改善措置がなされて要件を満たすことが確認できるまでの期間支援を停止します。

#### 4 実施期間

本事業の実施期間は、平成30年3月30日（金）までとします。

#### 5 募集から決定までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。



##### ① 企業募集

- ・募集は2回に分けて実施します。

<1次募集> 平成29年8月22日（火）～平成29年9月22日（金）到着分

<2次募集> 平成29年10月26日（木）～平成29年11月27日（月）到着分

##### ② 申込受付

- ・ウェブサイトでお申込みいただくか、申込書に必要事項を記入の上、FAX、電子メールでお申込みください。

【URL】 <https://questant.jp/q/soudan>

【FAX】 03-6722-0753 【eメール】 [soudan@tourism.jp](mailto:soudan@tourism.jp)

※ 申込書は、東京都産業労働局公式ホームページのアクセシブル・ツーリズム推進事業のページからダウンロードできます。

(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/accessibletourism/>)

##### ※ 申込の留意点

申込に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

申込書等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令を遵守し、本事業の運営の目的以外には使用いたしません。

### ③ 事前ヒアリング調査

申込企業には、「アクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣事業」事務局が、電話によるヒアリングを行い、主に以下の項目についてうかがいます。

- 業種、所在地、従業員数などの基本情報及び店舗等施設の状況
- 相談員に相談したい内容、解決したい課題、対応したい障害特性等
- 障害者等の受入経験や現状（ソフト・ハード等）
- その他

※ 事前ヒアリング調査の後、正式に「アクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣事業申込書」を提出していただきます。（作成等の詳細は事務局から説明いたします。）

### ④ 支援対象企業の決定

申込書及び事前ヒアリング調査の結果に基づき、支援対象企業の選定を行います。

#### ▶ 選定方法

- 東京都が設置する委員会において選定します。

#### ▶ 選定におけるポイント

- 申込要件を満たしているか。
- 現状及び受入環境整備の取組（接客サービス等の改善を含む）への意欲。
- 障害者等の受け入れに係る対応力向上や施設整備など受入環境整備の実現性。
- その他、必要な事項

※ 障害者等の受入対策を講じた経験がなく、これから受入環境整備を開始する企業を優先します。また、障害者等の受入は行っているが未整備な点が多い企業も対象とします。

### ⑤ 選定結果の通知

- 全ての申込企業に対し、電子メールあるいは電話にて選定の結果をお知らせします。
- 選定経過や内容等についてのお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

## 6 選定後の支援

- (1) 選定された支援対象企業に対しては、事務局から支援計画書の作成及び相談員の派遣の日程調整等についてご連絡いたします。
- (2) 専門的知識のある相談員が現場へ赴き、詳細なヒアリング及びバリアフリー状況等の調査を行います。（第1回）
- (3) 企業が助言を求める分野について、相談員が調査又は助言を行います。（第2回）
- (4) 相談員が今後の取組に関する助言等を行うとともに、支援対象企業の具体的取組に

関する意見交換を実施し、受入環境の着実な整備に向けたサポートを行います。(第3回)

- (5) 相談員が支援対象企業ごとに「支援結果報告書」を作成し、支援対象企業に提出することにより、今後の取組に活用していただけます。

※ 相談員派遣回数は、支援対象企業のニーズや支援内容により2回で終了する場合があります。

## 7 企業・個人情報の取扱い

本事業において収集した企業情報及び個人情報については、本事業以外には使用いたしません。

本事業に係る調査等で得られたデータの所有権については、東京都が権利を保有します。また、相談員派遣事業に係る事例等の発信を行う場合は、企業名の公表等について、改めてご連絡させていただきますので、その際にご協力をお願いいたします。

## 8 問い合わせ先

本募集要項に関する問い合わせは、以下の窓口宛にお電話又は電子メールにてお願いします。

「アクセシブル・ツーリズム推進相談員派遣事業」事務局

【eメール】 [soudan@tourism.jp](mailto:soudan@tourism.jp)

【電話番号】 03-6722-0707

平日（祝日、年末年始を除く）9時30分から17時30分まで